

オークション出品代行契約書

平成 年 月 日

甲：委託者		乙：受託者	
ご住所	〒	〒532-0031 大阪府大阪市淀川区加島3丁目中5-4-505 中古車注文販売専門店 Ren's Boo 代表：山本 芳夫 TEL/FAX 06-7494-9781	
お名前	(フリガナ) 印		
電話番号	(自宅) (携帯)		
メールアドレス	@		
お勤め先	(名称)		
	(住所)		
免許書番号			

甲(委託者)は、下記1の契約車両を、乙(受託者)または乙が指定する会社に引渡し、オートオークションに契約車両を出品する業務及びそれに付随する業務を乙に委託することに合意した。乙は、これを受託するものとし、オートオークションで下記3の甲の最低希望額以上で当該車両が落札された場合、甲に対し、オークション開催日の翌日から原則10日以内に落札価格・消費税・リサイクル料金から下記4の手数料・消費税を差し引き、下記5の甲の指定する口座に振込むことに合意した。また甲は乙に出品代行申込金として3万円を乙指定口座に入金することに合意した。また自動車税については約款 第6条に基づく。

1. 契約車両

初年度登録	年 月	型 式		
車 名		グレード		
登録番号(ナガ-)		車台番号		
所 有 者		車検の有効期限	年 月 日	
使 用 者		車体色	(車体)	(内装)
走行距離	(km)	車両購入店		
車両状態の申告	修復歴・ぶつけ歴	あり・なし	走行上の不具合、気になる箇所	あり・なし
	メーター交換・メーター戻し・メーター故障	あり・なし	機関上の不具合、気になる箇所	あり・なし
	水害歴・ひょう害歴	あり・なし	全塗装歴	あり・なし
	本年度自動車税	完納・未納	交通違反金滞納	あり・なし
上記の補足その他				

2. 車両引渡し日時と場所

日 時	平成 年 月 日	am	時ごろ	場所
		pm	時ごろ	

3. 最低希望落札額

,000 円	引取場所が自宅以外の時 ↓住所を記入↓
--------	---------------------

4. 手数料及び諸経費

オークション会場までの陸送費(甲自走の場合は不要)	円
オークション会場 出品料 (出品する都度必要)	円
オークション会場 成約料 (落札された時のみ必要)	円
Ren's Boo 出品代行手数料 (落札された時のみ必要)	30,000円(150万円未満の落札) 50,000円(150万円以上の落札)
事務手数料 (落札された時のみ必要)	2,000 円
Ren's Boo 再出品料 (再出品の都度必要)	1,000 円

(上表税抜き価格)

注意) 陸送費は甲の住所、会場により異なります。出品料、成約料、再出品料は各会場によって異なります

5. 振込口座

銀行・信用金庫	本店・支店	普通・当座
口座番号	口座名義(カタカナ)	

■オークション出品代行契約 約款（その1）

第1条（契約成立時期）

本オークション出品代行契約（以下本契約と略す）の成立時期は「オークション出品代行契約書」「オークション出品代行契約約款（その1）と（その2）」に必要事項記入の上、署名、捺印をしたもの、また甲の免許書コピー（裏面記載がある場合は両面）とオークション出品代行申込金3万円、これらすべてが乙の手元で確認ができた時とする。

第2条（オークション出品代行申込金）

申込金3万円は、本契約申込時に甲が乙に一時預けるものとする。契約車両落札時はそのままお支払い金額充当するものとする。不足の場合は別途不足分を請求するものとし、甲は乙からの請求日から3営業日以内に乙の指定口座に支払うものとする。流札時に甲が再出品を希望する場合は、流札時のオークション出品料+再出品料(1080円)を先に申込金で清算をさせていただきます。その後次回出品オークションまでに先に支払った同額を再度申込金不足分として当方指定口座に入金をさせていただきます。出品時には申込金が常に3万円プールされる状態をお願いいたします

第3条（契約の取消し）

甲は契約車両出品予定のオークション開催日2日前までであれば、理由は問わず本契約を取消す事ができるものとする。その場合甲は、契約書4の陸送費、出品料の他、オークションシステム料（10800円）を支払うものとする。まずは申込金から清算をするものとする。不足の場合、乙は別途不足分を請求し、甲は乙からの請求日から3営業日以内に乙の指定口座に支払うものとする。

第4条（契約者の申告）

甲は乙に契約書1の契約車両の車両状態について、事実を誠実に申告するものとする。契約書1の項目以外であっても契約車両に関することは全て誠実に申告するものとする。虚偽申告や申告漏れなどがあり、落札後にクレームが発生した場合、甲はオークション会社の裁定に従うものとし、乙は一切責任を取らないものとする。

第5条（譲渡書類）

甲は契約車両を名義変更するにあたって、必要な書類及び付属品をオークション出品日の前日までに必着にて乙に郵送するものとする。また乙は必要書類内容を事前に甲に伝えるものとする。

第6条（自動車税）

1項：甲は本年度分の自動車税を完納してから、本契約を結ぶものとする。

2項：契約車両が普通車で落札され、落札店が移転登録を行った場合、移転登録月の翌月から3月までの自動車税を乙が甲に返金するものとする。落札店が抹消登録を行った場合、抹消登録月の翌月から3月までの自動車税が税務署から甲に還付されます。オークション規定上、移転登録期日は落札月の翌月末となっており、落札店が移転登録もしくは抹消登録するまでの自動車税は甲が負担するものとする。

3項：落札店が移転登録をした同じ年度内に抹消登録を行った場合、抹消登録月の翌月から3月までの自動車税が税務署から甲に還付されます。だがこの還付金は落札店に返金するものであり、甲は乙がオークション会場から入手した契約車両の抹消登録証明書を確認したあと、7日以内に乙の指定口座に還付金を支払わなければいけないものとする。この際、甲の元に税務署からの還付通知が未着だとしてもこれを行うものとする。

4項：3月の出品代行契約においては、甲より次年度分の自動車税をお預りするものとし、その方法は契約車両の落札代金から差し引くものとする。3月中に落札店の登録手続きが確認できた場合、預っていた年税を乙は速やかに甲に返金するものとする。4月に落札店が登録手続きをした場合、甲は一旦年税を支払い、その際の納税証明書を乙に提出するものとする。乙は納税証明書と落札店の登録手続きを確認できた時点で乙は預っていた年税とオークション会場から入金される月割り税を甲に速やかに返金するものとする。また、4、5月の出品に関しても、甲が自動車税未納の場合は、同じ方法を取るものとする。

上記の約款内容に同意いたします

甲：委託者		乙：受託者	
ご住所		〒532-0031 大阪府大阪市淀川区加島3丁目中5-4-505	
お名前		中古車注文販売専門店 Ren's Boo	
電話番号		代表：山本 芳夫 TEL/FAX 06-7494-9781	

■オークション出品代行契約 約款（その2）

第7条（搬入）

契約車両をオークション会場に搬入するのは、甲本人、乙本人、乙が依頼した陸送会社のいずれかとする。甲がオークション会場内で事故を起こした場合、賠償責任は甲がすべて負うものとし、乙は一切責任を取らないものとする。また甲は乙に迷惑料として別途10万円を支払うものとする。また、甲が事故の事実を隠し、後に防犯カメラ等で判明した場合は迷惑料として別途30万円を支払うものとする。乙もしくは乙が依頼した陸送会社が契約車両搬入中に事故を起こした場合、乙または陸送会社が加入している保険内で損害賠償をするものとする。ただし天災による場合はこの限りではない。甲はこれらに異議申し立てはできないものとする

第8条（車両管理）

甲が契約車両引渡し後、オークション会場内での盗難、損傷などはオークション会社の規定内での対応となります。これに対し甲は一切異議申し立てはできないものとし、乙は一切責任を負わないものとする

第9条（出品票の公開）

乙は契約車両のオークション出品票を甲に公開するものとする。甲は出品票のオークション会場検査員記入部分の内容に関しては一切異議申し立てできないものとし、乙は一切責任を負わないものとする。

第10条（支払い）

乙は契約車両が落札された時、落札金額から契約書4の手数料を相殺し、オークション開催日の翌日から10日以内に甲の指定口座に入金するものとする。この際、金額明細として落札金がかかる証明書と乙作成の明細書の両方を添付するものとする

第11条（流札）

契約車両がオークションの結果、流札となった場合でも乙は一切責任を取る必要はなく、契約車両の今後について再出品もしくは出品取り止めのどちらかを、甲乙両方で協議の上決定するものとする。尚、出品取り止めとなった場合は、乙指定の陸送会社によって契約車両を搬出するものとする。（甲自身での搬出は不可能）

第12条（名義変更）

契約車両が落札された場合、落札店が移転登録（名義変更）もしくは抹消登録を行なう期日は、通常オークション開催日翌月の月末となっているが、パカティ-を支払う事で延長されるケースもあり、これらの規定は各オークション会場の規約に準じるものとする。尚、落札店による移転登録もしくは抹消登録が完了し、新車検証が乙の元に届いた後、乙は甲に新車検証をFAXもしくはメールにて送付するものとする

第13条（クレーム）

車両落札後、落札店からクレームがあった場合、オークション会社の規約に従わねばならず、甲はキャンセル（車両返品）、値引き（修理代金支払い等）の裁定を受ける事となる。これに甲は一切申し立てはできないものとする

第14条（担保権処理）

契約車両について、本契約締結後に抵当権等の担保権の設定または差押等の事実が判明した場合には、甲の責任において、直ちに担保権または差押等の解除の処理を行うものとする。

第15条（不可抗力）

天災、戦争、内乱、内外の法令の改廃・制定、公権力の処分、経済情勢の著しい変動、パニックその他不可抗力により、車両が損傷を受けた場合、もしくは本契約が不履行または遅延となった場合、乙は一切責任を負わないものとし、これに対し甲は一切異議を述べないものとする。

第16条（紛争）

万一、甲乙の間で紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることとし、これに対し甲は一切異議を述べないこととします。

上記の約款内容に同意いたします

甲：委託者		乙：受託者	
ご住所		〒532-0031 大阪府大阪市淀川区加島3丁目中5-4-505	
お名前		中古車注文販売専門店 Ren's Boo	
電話番号		代表：山本 芳夫 TEL/FAX 06-7494-9781	